

受益者の皆様へ

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

「ゴールドマン・サックス世界資産配分オープン 果樹園」
信託終了(繰上償還)予定のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のお引立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております「ゴールドマン・サックス世界資産配分オープン 果樹園」(以下「本ファンド」といいます。)は1999年7月27日の設定以来、約18年にわたり、日本を含む世界各国の債券および株式ならびに円短期金融商品を主要投資対象として分散投資することにより、信託財産の長期的な成長をめざして運用を行ってまいりました。しかしながら、信託財産の減少を受け、2017年6月28日現在の受益権総口数は約80億口(純資産総額約88億円)となっており、投資信託約款に定められた信託契約の解約の基準である100億口を下回る状況となっております。弊社といたしましては、長期にわたり効率的な運用をご提供するに十分な資産規模の維持に困難を来していることから、現在の状況においては、ファンドの運用を終了し、運用資産を受益者へお返しすることが受益者の利益に資するとの判断をいたしております。

つきましては、本ファンドに関し2017年10月10日をもって信託の終了(繰上償還)を予定しておりますのでお知らせいたします。償還金は信託終了(繰上償還)日の翌営業日以降に販売会社を通じて受益者の皆様にお支払いいたします。

この信託終了にご異議のある受益者の方は、2017年9月4日までに下記の方法により、弊社に書面にてお申し出くださいますようお願いいたします。なお、信託の終了が決定した場合、2017年9月11日以降、本ファンドの換金を特定日に制限せず、「ニューヨーク証券取引所もしくはニューヨークの銀行の休業日」を除く毎営業日に受付を行えるよう信託約款の変更を行います。この場合の換金価額は、換金のお申込日の翌営業日の基準価額とし、換金代金の受け渡しは換金のお申込日から起算して5営業日目から販売会社を通じて行うものとします。

何卒ご理解を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 信託終了に係る異議申立の手続きおよび日程について

①新聞公告(日経新聞朝刊)	2017年7月24日(月)
②異議申立期間	2017年7月24日(月)から2017年9月4日(月)まで
③信託終了予定日	2017年10月10日(火)

公告日である2017年7月24日(月)現在の受益者の方(2017年6月26日(月)までに取得の申込みをなされた方を含みます。)は、異議申立期間中に、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント

株式会社に対し、書面により、信託終了に関する異議を申し立てることができます。

異議申立期間中にご異議を申し立てられた受益者の受益権の合計口数が公告日現在における本ファンドの信託約款に係る受益権総口数の2分の1を超えなかった場合は、予定通り2017年10月10日（火）をもって信託を終了いたします。

また、かかる合計口数が公告日現在における本ファンドの信託約款に係る受益権総口数の2分の1を超えた場合は、信託は終了いたしません。この場合、信託終了を行わない旨を異議申立期間終了後、速やかに日本経済新聞にて公告し、お知らせいたします。

なお、2017年6月27日（火）以降に本ファンドのご購入をお申込みいただき、これに伴い本ファンドを取得した受益権につきましては上記の異議を申し立てる権利はございませんのでご了承ください。

2. 異議申立の方法について

予定しております本ファンドの信託終了について、ご異議のある受益者は、本信託終了に対する異議申立を行うことができます。また、本信託終了にご同意いただける場合は、特別な手続きは必要ございません。

ご異議を申し立てられる方は、お手数をお掛けいたしますが、下記宛に封書等の書面にて以下の内容をご記入、ご捺印のうえ、2017年9月4日（月）までにご送付ください。なお、異議申立は2017年9月4日（月）弊社到着分までを有効とさせていただきますのでご了承ください。

①宛先

〒106-6146 東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ郵便局 私書箱 44
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
「ゴールドマン・サックス世界資産配分オープン 果樹園」
信託終了に関する異議受付窓口 ファンド顧客サービス部 宛

②ご記入いただく内容

- ① 異議申立ての日時（異議申立書の発信日）
- ② 販売会社にご登録のお客様の住所（郵便番号）、お名前（署名）
- ③ ご連絡先電話番号
- ④ ファンド名「ゴールドマン・サックス世界資産配分オープン 果樹園」
- ⑤ 受益権を保有している販売会社、口座所属店名、投資信託口座番号
- ⑥ 受益権口数（2017年7月24日現在）
（ご不明な場合はお取扱い販売会社の窓口までお問い合わせください。）
- ⑦ 信託を終了することについて反対する旨（例：「上記ファンドについて、信託終了に異議を申し立てます。」）

※ ご異議を申し立てられた受益者の受益権口数の確認のため、販売会社に対して口数等の確認を行います。

※ ご異議を申し立てられた受益者に関する情報を委託会社（弊社）が販売会社と共有することにご同意いただいたことといたします。

※ 口座所属店名や投資信託口座番号が未記入の場合や、お名前およびご住所が販売会社へ登録されているものと異なる場合等、上記の記入内容に不備等がある場合には、口数の確認をさせていただく都合上、ご異議の申し立てが無効となる場合がありますのでご注意ください。なお、その際、必要がある場合にはご本人様ご確認のための書類等をご提出いただくことがあります。

3. 異議申立を行った受益者の買取請求手続きについて

異議申立を行った受益者の受益権の合計口数が、公告日現在の受益権総口数の2分の1を超えず、本ファンドの信託終了が行われる場合には、本ファンドの信託終了についてご異議を申し立てられた

受益者は、以下の手続きにより、自己に帰属する本ファンドの受益権について、信託財産による買取を請求することができます（信託の終了を実施することとなった場合の買取請求手続きについては、ご異議を申し立てられた受益者の皆様に対してあらためてご案内させていただきます。）。

ご異議を申し立てられた受益者が必ず買取請求をしなければならないものではございません。

異議申立受付期間中・買取請求受付期間中ともに、本ファンドの換金のお申込みを受付けております。

2017年10月10日に信託を終了する場合、2017年9月11日より「ニューヨーク証券取引所もしくはニューヨークの銀行の休業日」を除く毎営業日にご解約のお申込みを受付けます。ご解約のお申込みは2017年10月2日までとなります。償還日まで本ファンドを保有される際は、償還金は原則として信託終了日の翌営業日（2017年10月11日）から販売会社を通じて受益者の皆様にお支払いいたします。なお、買取請求を行った受益権については、換金のお申込みを行うことはできなくなりますのでご注意ください。

[買取請求の手続き]

- ① 買取請求受付期間：2017年9月11日（月）から2017年10月2日（月）まで
- ② ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社よりご異議を申し立てられた受益者に対し「買取請求のご案内」発送
- ③ 買取請求必要書類のご記入
- ④ 買取請求必要書類のご提出（お客様負担）
- ⑤ 受託銀行での買取請求必要書類の受理
- ⑥ 本ファンドの信託財産による買取の実行
- ⑦ 受託銀行からご指定の金融機関口座への買取代金のお振込（お客様負担）

上記の買取請求は、信託終了に対しご異議を申し立てられた受益者が、法令に基づいて受託銀行に対して行うものであり、販売会社に対して行うものではありません。

上記④の買取請求必要書類のご提出にあたっては、受託銀行が法定書類を作成するために必要となる受益者のマイナンバー（個人番号）も受託銀行にご提出いただきます。

販売会社と受託銀行それぞれにご提出いただく書類にかかる送付費用は、お客様の負担となりますのでご注意ください。

買取価額は、原則として受託銀行が買取請求必要書類を受理した日の翌営業日の基準価額とします。なお、個人の受益者は買取による譲渡益に、法人の受益者は買取時の個別元本超過額に対して課税されます。

※ 税法が改正された場合には、上記の取り扱いが変更になることがあります。

買取代金につきましては、お客様にご指定いただく金融機関口座に受託銀行よりお振り込みいたします。なお、振込手数料はお客様負担として、買取代金から差し引かれます。併せまして、受託銀行より買取計算書を買取請求書にご記入いただいたご住所へ郵送させていただきます。また、上記のような諸般の手続きが必要となるため、買取代金のお支払いまでには、通常の換金よりも日数を要する可能性があります。

なお、本状に関しましてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

「信託終了（繰上償還）についてのお問い合わせ専用窓口」 0120-331-376

(2017年7月24日～2017年10月10日の(月)～(金) 午前9時より午後5時まで。祝祭日を除きます。)

商号等	農林中央金庫
登録金融機関	関東財務局長（登金）第270号
加入協会	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会

以上